○四国地方整備局告示第二十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十四日

四国地方整備局長　名波　義昭

第１　起業者の名称　香川県

第２　事業の種類　県道屋形崎小江渕崎線改築工事（香川県小豆郡土庄町淵崎字西岡地内から同町淵崎字西屋敷地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　香川県小豆郡土庄町淵崎字西岡及び字西屋敷地内

２　使用の部分　香川県小豆郡土庄町淵崎字西岡及び字西屋敷地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県小豆郡土庄町淵崎字赤石地内から同町淵崎字要鉄地内までの延長730ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道屋形崎小江渕崎線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道屋形崎小江渕崎線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により、香川県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により香川県が道路管理者であること、また本件事業に必要となる予算措置も講じていると認められることから、起業者である香川県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、小豆郡土庄町屋形崎地内の県道土庄福田線との交点を起点とし、同町小江等を経由し、同町淵崎地内にて県道土庄福田線に接続する延長約12.1㎞の路線であり、沿線には、長浜、小江、伊喜末などの集落が存しており、地域住民の生活道路としての機能を有する重要な路線である。

本路線のうち、本件区間は、地域住民の通勤や買い物に利用され、また、土庄町立土庄小学校及び同土庄中学校の通学路に指定されるなど、地域住民の日常生活になくてはならないものである。

このような中にあって、本件区間は、未整備の１車線区間であり、車両同士の行き違い時には路肩の走行を余儀なくされ、また、車両同士の接触事故も発生しているうえ、通学路に指定されているにもかかわらず、歩道が未整備であり、通学生を含む歩行者は、朝夕の自動車交通量が多い中、路肩や車道の通行を余儀なくされるなど、交通事故の危険性が高く、自動車及び歩行者の安全な通行に支障をきたしている。

本件事業により、２車線道路として整備され、併せて歩道が設置されることから、車両同士の接触事故や歩行者の交通事故の危険性が除去されるなど、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）及び香川県環境影響評価条例（平成11年香川県条例第２号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音及び振動に関して、環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

以上のことから、本件事業が生活環境等に与える影響については、軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が存しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、歩行者及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保を主たる目的として、香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年条例第３号。以下、「香川県条例」という。）による第３種第３級の規格に基づき、現道拡幅方式により車道及び歩道の整備を行う事業であり、本件事業の事業計画は、香川県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画については、現道右側拡幅案、現道左側拡幅案及び両側折衷案（以下「申請案」という。）の３つの案について検討が行われている。これら３案は、工事施工上の技術的な差はないが、申請案は、現道敷を最大限に利用することが可能なうえ、３案中最も取得必要面積及び支障物件が少なく、全体事業費も最小となることから、社会的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件区間は、車道幅員が狭小であるうえ、歩道が整備されておらず、交通事故の危険性が高いことから、できるだけ早期に自動車及び歩行者の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外は使用の範囲としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　香川県小豆郡土庄町役場

○九州地方整備局告示第二十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十四日

九州地方整備局長　小平田浩司

第１　起業者の名称　長崎県

第２　事業の種類

１　県道諫早外環状線改築工事（諫早南バイパス線・長崎県諫早市長野町地内から同市小川町地内及び同市小船越町地内から同市貝津町地内まで）並びにこれに伴う附帯工事及び一般国道付替工事

２　県道諫早外環状線改築工事（川床長野線・長崎県諫早市川床町地内から同市長野町地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び県道付替工事